

第21期定時株主総会招集ご通知に際しての  
インターネット開示情報

事業報告の会社の体制および方針

連結計算書類の連結注記表

計算書類の個別注記表

株式会社シーマ

## 会社の体制および方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制  
その他業務の適正を確保するための体制

### I. 基本方針

当社は、持続的成長により株主利益および企業価値の最大化に努めることを目標とし、質の高い商品とサービスの提供を通じて社会に貢献していきます。

そのために、業務の適正性を確保する体制を整備し、それを適切に運用することにより、法令および定款などを遵守するとともに、上場企業としての社会的責任、使命を果たします。

### II. 内部統制の体制の整備に関する方針

#### 1. 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、法令、規則およびルールの遵守を定めた「行動規範」や各種社内規程を、社内のグループウェアを通じて、全役職員に継続的に周知徹底をはかると同時に、啓蒙教育や研修を行います。
- (2) 監査役は、取締役会に出席し、会社の決議事項のプロセス・内容などが法令および定款などにもとづき、適合しているかを確認します。
- (3) 内部監査室は、従業員が、法令、定款および社内規程などにもとづき、適正に職務を遂行しているかどうかを「内部監査規程」にもとづき監査し、その監査結果を代表取締役社長に報告するとともに監査役にも提出します。
- (4) 当社は、従業員が、法令、定款および社内規程などに疑義のある行為に気づいた場合に、代表取締役社長もしくは常勤監査役に直接情報提供を行うことのできる「ホイッスルライン」を設置し、内部統制システムの強化をはかっています。

#### 2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理については、「取締役会規程」およびその他の関連規程にもとづき、文書または電磁的媒体に記録し、適切に行います。
- (2) 取締役および監査役は、これらの情報を常時閲覧できます。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、リスクマネジメントの対象となるリスクおよび会社内における対策、組織、責任、権限などを規定した「経営危機管理規程」にもとづき、未然防止、リスクの解消、事故などの再発防止に努めます。

(2) 当社の各部門は、あらゆるリスクに対応するため、所管業務に付随するリスクの管理に必要な体制（リスクの発見、情報伝達、対応など）を構築し、その整備・運用を行うとともに、組織横断的なリスク状況の監視および対応体制を構築します。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- (1) 取締役は、責任と権限に関する基本事項を定めた「職務権限規程」および「職務権限明細表」にもとづき、適正かつ効率的に職務を執行します。
- (2) 業務執行の監視・監督範囲を明確化するため、代表取締役社長以外の常勤取締役を原則として取締役本部長とし、担当部署および執行役員の監視・監督ができるようにしています。
- (3) 取締役会は、毎期、全役職員の共通目標となる「事業計画」を決定し、その進捗状況を適宜チェックします。
- (4) 担当取締役は、目標達成のために権限委譲を含めた効率的な業務運営の方法を定め、定期的な進捗状況を取締役に報告します。

#### 5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、「関係会社管理規程」にもとづき、グループ会社に対する適切な経営管理を行います。
- (2) 当社は、グループ会社全体で、コンプライアンス体制を構築するために、当社の「行動規範」の遵守をグループ会社にも徹底します。そのために、グループ会社においても、継続的に周知徹底をはかり、必要に応じて啓蒙教育や研修を行います。
- (3) 当社の監査担当部署は、「関係会社管理規程」にもとづき、グループ会社の監査を実施し、監査報告書を代表取締役社長へ提出します。なお、問題があるときは、適宜改善を行います。
- (4) グループ会社においても、複合的なリスクに対応するため、業務に付随するリスク管理に必要な体制（リスクの発見、情報伝達、対応など）を構築し、その整備・運用を行います。
- (5) グループ会社の取締役および従業員は、グループ各社における重大な法令違反、その他コンプライアンスにかかわる重要な事実を発見したときは、当該会社の代表取締役社長または監査役に報告します。報告を受けた代表取締役社長または監査役は、適切な対応を行える体制を構築します。

#### 6. 監査役がその職務を補助すべき補助者を置くことを求めた場合における当該補助者に関する事項

- (1) 監査役会から職務補助のための補助者を求められたときは、独立した補

助者を任命します。その際、取締役などからの独立性を確保するため、補助者の人事評価は監査役会が行い、補助者の人事異動および懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るようにしています。

(2) 監査役補助者は、業務の執行に関わる役職を兼務しません。

## 7. 取締役および従業員が、監査役会に報告をするための体制

(1) 取締役および従業員は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるとき、役職員による違法または不正行為を発見したとき、その他監査役会へ報告すべきものと定めた事項が生じたときは、すみやかに監査役会に報告します。

(2) 監査役は、必要がある場合には、稟議書その他社内の重要書類、資料などを閲覧できるようにしています。

## 8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 代表取締役社長は、役職員の監査役監査に対する理解およびその環境の整備に努めます。

(2) 代表取締役社長は、「監査役会規程」にもとづき、当社の経営上の対処すべき課題、その他監査上の重要課題などについて、監査役と定期的な意見交換を行います。

(3) 監査役は、必要と認めたときは、特定の事項について、内部監査室およびその他の部署に、監査役監査に対し協力を求められるようにしています。

(4) 監査役は、定期的に会計監査人と財務および会計に関する事項などの協議・意見交換をするなど、緊密な連携をはかり、その監査業務が実効的に行えるようにしています。

### (2) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## 連結注記表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社等の数 3社

主要な連結子会社等の名称 Israel Shiraishi, Ltd.

株式会社 ウェディングサポート

株式会社 ニューアート・ラ・パルレ

なお、株式会社ニューアート・ラ・パルレについては、平成26年7月28日に当社100%子会社の株式会社ウェディングサポートが株式を100%取得したため、当連結会計年度より連結対象会社に含まれることとしました。

また、主要な連結子会社ではありませんが、台湾に設立した100%子会社の憲瑪鑽石股份有限公司の株式を全て売却したため、同社を連結子会社から除外しております。

#### (2) 非連結子会社 該当事項はありません。

### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

会社名 決算日

Israel Shiraishi, Ltd. 12月31日

連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。その他の連結子会社等の決算日は3月31日であり、連結決算日と一致しております。

### 4. 会計処理基準に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準および評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

##### イ. 商品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下にもとづく簿価切下げの方法により算定）

一部商品については総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下にもとづく簿価切下げの方法により算定）

##### ロ. 貯蔵品

主として最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下にもとづく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっています。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物附属設備	3～18年
車両運搬具	2～6年
工具、器具及び備品	2～20年

在外連結子会社は所在地国の会計基準にもとづく定額法によっています。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっています。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）にもとづく定額法を採用しています。

③ 長期前払費用

均等償却によっています。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権など特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

(4) 退職給付に係る負債の計上基準

当社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額にもとづき計上しています。数理計算上の差異は、その発生年度に一括損益処理しています。

(5) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外連結子会社などの資産および負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めています。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

② 消費税等の会計処理方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

## 会計方針の変更に関する注記

### (退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を残存勤務期間に基づく割引率を使用する方法から、単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取り扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が10,289千円増加し、利益剰余金が同額減少しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

### (企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。),「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)および「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等が平成26年4月1日以降開始する連結会計年度の期首から適用できるようになったことに伴い、当連結会計年度からこれらの会計基準等(ただし、連結会計基準第39項に掲げられた定めを除く。)を適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の財務諸表に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)および事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取り扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来に渡って適用しております。

この結果、当連結会計年度の営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益は3,025千円減少しております。

なお、当連結会計年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益額に与える影響は軽微であります。

## 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 1,393,367千円  
記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類および総数並びに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度 末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	199,715,644	132,811,870	—	332,527,514
合計	199,715,644	132,811,870	—	332,527,514
自己株式				
普通株式	104,527	2,698	533	106,692
合計	104,527	2,698	533	106,692

(変動事由の概要)

発行済株式の普通株式増加数の内訳は次の通りです。

  ライツ・オフリングによる新株式の発行 132,811,870株

自己株式の普通株式増加数の内訳は次の通りです。

  単元未満株式の買取 2,698株

自己株式の普通株式減少数の内訳は次の通りです。

  単元未満株式の処分 533株

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

平成26年8月22日に当社取締役会で決議した「ライツ・オフリング（ノンコミットメント型／上場型新株予約権の無償割当て）」の内容は以下のとおりであります。

①新株予約権の名称	株式会社シーマ 第3回新株予約権
②目的となる株式の種類及び数	本新株予約権1個当たり、当社普通株式1株
③新株予約権の総数	199,611,117個
④発行価額	無償
⑤行使価額	1個（1株）につき10円
⑥新株予約権の権利行使期間	平成26年10月6日（月）から 平成26年10月31日（金）まで
⑦行使された新株の個数	132,811,870個

(注) 上記新株予約権については平成26年10月31日までに行使された新株は、すべて株式に転換され、資本金、資本準備金が、ともに664,059千円ずつ増加しております。



## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しています。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しています。資金運用については短期的な預金などに限定しています。

#### (2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客および提携先企業の信用リスクに晒されています。また、外貨預金は、同じ外貨建ての買掛金の残高の範囲内にあるものを除き、為替の変動リスクに晒されています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1～3ヶ月以内の支払期日です。一部外貨建てのものについては、外貨預金の残高の範囲内にあるものを除き、先物為替予約を利用してヘッジする場合があります。これ以外の残高は、為替の変動リスクに晒されています。

借入金は、主に設備投資にかかる資金調達と短期的な運転資金を目的としたものであり、返済期日は最長で決算日後1年以内です。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されています。

社債は、金融機関保証付および適格機関投資家限定の無担保社債（私募債）で、事業資金として調達したものであり、返済期間は5年の定時償還です。

#### (3) 金融商品にかかるリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行にかかるリスク）の管理

当社は、財務経理規程に従い、営業債権について、得意先毎に債権の発生時期を整理して、売掛金年齢表を作成し残高管理を行っています。また、滞留債権については、営業責任者および商品責任者は、遅滞なく債権の明細、回収見込、その他の状況について、社長および関係者に報告し、適切な対応策を協議することにより、得意先の財務状況などの悪化などによる回収懸念の早期把握や軽減を図っています。

##### ② 市場リスク（為替や金利などの変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債権について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、先物為替予約を利用してヘッジする場合があります。また、当社は借入金にかかる支払金利の変動リスクに関しては、長期借入金の金利変動リスクを回避するため固定金利による借入れを実施しています。

##### ③ 資金調達にかかる流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、財務経理規程に従い、資金管理責任者が常に資金繰りの状況を把握し、資金の調達または運用に関する確な施策を講じるとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しています。

#### (4) 金融商品の時価などに関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格にもとづく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれていません。(注)2. 参照)

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	811,819	811,819	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,372,245	1,372,245	—
(3) 短期貸付金	340	340	—
(4) 長期貸付金 (※)	638	639	0
資産計	2,185,043	2,185,044	0
(1) 支払手形及び買掛金	209,434	209,434	—
(2) 短期借入金	1,510,000	1,510,000	—
(3) 未払法人税等	59,847	59,847	—
(4) 社債 (1年内償還予定の社債を含む)	50,000	50,065	65
(5) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	300,000	300,344	344
(6) 長期未払金	3,338	3,298	△39
負債計	2,132,620	2,132,990	370

(※) 長期貸付金は、建設協力金に対するものです。

### (注) 1. 金融商品の時価の算定方法

#### 資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 短期貸付金  
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。
- (4) 長期貸付金  
これらの時価は、その将来キャッシュ・フローを長期プライムレートなど適切な指標にもとづく利率で割り引いた現在価値により算定しています。

#### 負 債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等  
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。
- (4) 社債  
これらの時価は、元利金の合計額を、当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しています。
- (5) 長期借入金、(6) 長期未払金  
これらの時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額 (千円)
敷金及び保証金	1,073,254

(注) 敷金及び保証金

償還期限の定めが無く、時価を把握することが極めて困難と認められることから当該帳簿価額によっています。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 (千円)
現金及び預金	811,819	—	—	—
受取手形及び売掛金	1,372,245	—	—	—
短期貸付金	340	—	—	—
長期貸付金	638	—	—	—
合計	2,185,043	—	—	—

4. 社債、長期借入金および長期未払金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 5年以内 (千円)
社債 (1年内償還予定の社債を含む)	50,000	—	—	—
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	300,000	—	—	—
長期未払金	1,810	1,205	321	—
合計	351,810	1,205	321	—

1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 13円82銭

(2) 1株当たり当期純利益金額 0円51銭

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

当社は平成26年9月3日付でライツ・オフアリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）にもとづく新株予約権の株主割当てを行い、当該新株予約権の払込が完了しております。ライツ・オフアリングにもとづく払込金額は時価よりも低いいため、当連結会計年度の期首に当該ライツ・オフアリングにもとづく払込による株式分割相当部分が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益金額」を算定しております。

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

当期純利益	129,364千円
普通株主に帰属しない金額	—千円
普通株式に係る当期純利益	129,364千円
期中平均株式数	251,508千株

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## その他の注記

### (企業結合等関係)

#### 取得による企業結合

##### 1. 企業結合の概要

###### (1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社ニューアート・ラ・パルレ  
事業の内容 エステティックサロンの運営

###### (2) 企業結合を行った主な理由

1. 異業種へ進出し、新たな収益の柱とすることを目指すため。
2. エステ事業を展開するニューアート・ラ・パルレの顧客層は、ブライダル関連の顧客層と近い関係にあり、当社グループの持つ商品サービスやノウハウにより相乗効果をあげることが可能となるため。

###### (3) 企業結合日

平成26年7月28日

###### (4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

###### (5) 結合後企業の名称

変更はありません。

###### (6) 取得した議決権比率

100%

###### (7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として、株式会社ニューアート・ラ・パルレの議決権を100%取得したためであります。

##### 2. 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

平成26年8月1日から平成27年3月31日まで

##### 3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	1,332,000千円
取得原価		1,332,000千円

##### 4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

###### (1) 発生したのれん

422,383千円

###### (2) 発生原因

取得原価が受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回ったため、その差額をのれんとして計上しております。

###### (3) 償却方法及び償却期間

20年間にわたる均等償却

##### 5. 主要な取得関連費用の内容及び金額

3,025千円

アドバイザーに対する報酬・手数料等

## 個別注記表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

### 2. たな卸資産の評価基準および評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

#### ① 商品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性低下にもとづく簿価切下げの方法により算定）

一部商品については総平均法による原価法（貸借対照表については収益性の低下にもとづく簿価切下げの方法により算定）

#### ② 貯蔵品

主として最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下にもとづく簿価切下げの方法により算定）

### 3. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっています。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物附属設備 3～18年

車両運搬具 2～6年

工具、器具及び備品 2～20年

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっています。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）にもとづく定額法を採用しています。

#### (3) 長期前払費用

均等償却によっています。

### 4. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権など特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

#### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額にもとづき計上しています。数理計算上の差異は、その発生年度に一括損益処理しています。

## 5. その他計算書類のための基本となる重要な事項

### (1) 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

### (2) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。

### (3) 株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

## 会計方針の変更に関する注記

### (退職給付に関する会計基準の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を残存勤務期間に基づく割引率を使用する方法から、単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取り扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が10,289千円増加し、繰越利益剰余金が同額減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益および税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

## 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

## 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,362,050千円  
記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。
2. 関係会社に対する金銭債権債務の額  
短期金銭債権 8,495千円  
長期金銭債務 42,728千円
3. 保証債務  
子会社の㈱ニューアート・ラ・パルレの一部の店舗および本社において、賃貸借契約に関する連帯保証をしております。

## 損益計算書に関する注記

### 関係会社との取引高

仕入高

80,793千円

営業取引以外の取引による取引高

4,881千円

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

## 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式

106,692株

## 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産の発生 of 主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産（流動）

未払事業税	3,640千円
棚卸資産評価損	30,467千円
その他	1,156千円
小計	35,264千円
評価性引当額	△35,264千円
合計	—千円

#### 繰延税金資産（固定）

繰越欠損金	660,847千円
退職給付引当金	61,785千円
減損損失	124,208千円
不正事故損失	57,690千円
貸倒引当金	13,104千円
関係会社株式評価損	13,023千円
その他	515千円
小計	931,174千円
評価性引当額	△931,174千円
合計	—千円

### 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	35.6%
(調整)	
評価性引当額の増減	△35.0%
住民税均等割	20.7%
その他	△0.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.7%

### 3. 決算日後の法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることになりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.3%になります。

なお、この税率変更による影響額は軽微であります。

## 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 役員および個人主要株主等

属性	氏名	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業内容 又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	ジャン・ポール・トルコウスキー	ベルギー	—	当社社外取締役 エクセルコN.V. および F.T.K. BVBAマネージング・ディレクター (注3,4)	—	商品の仕入	商品の仕入 (注2)	255,382	買掛金	41,885
	リオール・クンスラー	ベルギー	—	当社社外取締役 エクセルコN.V. および F.T.K. BVBAマネージング・ディレクター (注3,4)						
(注5)	一般財団法人軽井沢ニューミュージアム	長野県北佐久郡軽井沢町	3,000	美術館	—	商品仕入先資金の貸付	商品の仕入 (注2)	410,978	—	—
							資金の貸付	686,000	—	—
							貸付金の回収	916,000	—	—

- (注) 1. 上記の金額のうち取引金額には消費税は含まず、期末残高には消費税が含まれております。
2. 取引条件は一般の取引条件によっております。
3. 当社社外取締役ジャン・ポール・トルコウスキーおよびリオール・クンスラーが第三者（エクセルコN.V. およびF.T.K. BVBA）の代表者として行った取引であります。
4. F.T.K. BVBAの正式社名は、F.T.K. BVBA Worldwide Manufacturingです。
5. 当社の役員が業務執行を決定する権限の過半数を自己の計算において所有しておりませんが、当社の代表取締役白石幸生が議決権の過半数を所有する会社が基本財産の100%を拠出した法人です。資金の貸付に係る利率については市場金利を勘案して合理的に決定しております。



## 2. 関係会社

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有割合	関係内容	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	Israel Shiraishi, Ltd.	イスラエルテルアビブ	1,000 イスラエル シケル	ダイヤモンドの仕入	直接100%	商品の仕入 資金の貸付	資金の貸付 (注1)	87,980	関係会社 社長期 貸付金	52,080
子会社	株式会社ウエディングサポート	東京都中央区	15百万円	ブライダル 事業	直接100%	役員の兼任 資金の貸付	資金の貸付 (注1)	1,332,000	関係会社 社長期 貸付金	1,332,000
孫会社	株式会社ニューアート・ラ・パルレ	東京都中央区	90百万円	エステ事業	間接100%	資金の貸付	資金の貸付 (注1)	505,000	関係会社 社長期 貸付金	435,000
							貸付金の 回収	70,000	—	—

- (注) 1. 資金の貸付に係る利率については、市場金利を勘案して利率を決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
2. ダイヤモンドの仕入に関する取引は一般的取引条件により、規程の範囲で決定されます。
3. Israel Shiraishi, Ltd. に対する貸付金に対し27,000千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において4,000千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

### 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 13円83銭
- (2) 1株当たり当期純利益金額 0円48銭

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

当社は平成26年9月3日付でライツ・オフアリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）にもとづく新株予約権の株主割当てを行い、当該新株予約権の払込が完了しております。ライツ・オフアリングにもとづく払込金額は時価よりも低いため、当事業年度の期首に当該ライツ・オフアリングにもとづく払込による株式分割相当部分が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益金額」を算定しております。

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりです。

当期純利益	119,600千円
普通株主に帰属しない金額	—千円
普通株式に係る当期純利益	119,600千円
期中平均株式数	251,508千株

### 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。